

大阪府都市整備部（住宅建築局のぞく）
土木工事及び設備工事における
猛暑期間の作業回避等に関する試行要領

第1条 目的

近年、夏期の猛暑は厳しさを増しており、建設業においては、作業従事者の安全確保及び働きやすい作業環境の確保が重要となっている。

本要領は、猛暑期間において、受注者が施工の時期や時間等を柔軟に選択できるような取組等を試行することにより、受注者における熱中症対策を支援することを目的とする。

第2条 用語の定義

本要領における用語は次のとおり定義する。

・猛暑期間

6月1日から9月30日までの期間

第3条 各取組の対象工事等

各取組の対象工事等は以下のとおりとする。

(1) 対象工事

各取組の対象工事は、別紙1のとおりとする。

(2) 各取組の実施方法

各取組の実施方法は、別紙2のとおりとする。

(3) 関係法令への適合等の確認

受注者は、各取組の実施を希望する場合、騒音規制法等の関係法令への適合等を確認した上で、事前に発注者へ申し出る。

(4) 熱中症対策

受注者は、現場作業時に適切な熱中症対策を実施するとともに、熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合や身体に危険が及ぶ可能性があると判断した場合などにおいては、作業の一時的な中止を検討する。作業を一時的に中止した場合は、工期延長の協議をすることができる。

(5) 効果検証

発注者が本試行に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完了後においても同様とする。

附則

この要領は、令和8年7月9日から施行する。

なお、施行日前に契約した工事についても、本要領を適用する。

取組	対象工事
<p>猛暑期間における 作業開始時間の前倒し</p>	<p>次の①から④までの条件を全て満たす土木工事及び設備工事（単価契約を除く）</p> <p>① 6月1日から9月30日までの期間に一部でもかかる工事（準備期間及び後片付け期間を除く）</p> <p>② 昼間に施工（標準作業時間が8時から17時まで）する工種がある工事 ※夜間作業には適用できない</p> <p>③ 主たる作業が猛暑により厳しい作業空間になる工事</p> <p>④ 本取組によって、地域の状況等に支障が無いと発注者が判断した工事</p>
<p>猛暑期間における 休憩時間の延長</p>	<p>次の①から④までの条件を全て満たす土木工事及び設備工事（単価契約を除く）</p> <p>① 6月1日から9月30日までの期間に一部でもかかる工事（準備期間及び後片付け期間を除く）</p> <p>② 昼間に施工（標準作業時間が8時から17時まで）する工種がある工事 ※夜間作業には適用できない。</p> <p>③ 主たる作業が猛暑により厳しい作業空間になる工事</p> <p>④ 本取組によって、地域の状況、事業計画等に支障が無いと発注者が判断した工事</p>

1 猛暑期間における作業開始時間の前倒し

(1) 発注時

猛暑期間における作業開始時間の前倒しが適用できる工事の場合は、その旨を特記仕様書に記載する。

なお、作業開始時間の前倒しに関する費用は計上しない。

(2) 契約後

1) 実施における基本的な考え方

ア 対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

イ 受注者が猛暑期間における作業開始時間の前倒しの実施を希望する場合は、事前に発注者へ申し出る。申出後は、取組を実施する作業期間、作業時間、作業内容、周辺環境、現場条件等を考慮し、受発注者協議の上、決定するものとする。

2) 作業時間の考え方

ア 通常の作業時間を8時から17時までとする場合、前倒しして作業開始時間を6時以降に設定することができる。

設定するにあたっては、作業時間帯に関して、地元及び関係機関等の協議が完了していなければならない。

イ 深夜勤務時間帯（22時から翌日の5時まで）に作業は行わないものとする。

ウ 作業終了時間は、作業開始時間の前倒しに応じて繰り上げるものとする。

エ 受注者においては、必要に応じて就業規則等の確認・整理（朝時間帯を残業扱いとしないこと等）を行い、監督職員に提示する（提出は不要）

3) 施工計画書

受注者は、発注者と協議後、猛暑期間における作業開始時間の前倒しを実施する期間、作業時間、作業内容、周辺環境への対策等を施工計画書に記載し、監督職員の確認を受ける。

4) 作業時間の確認

ア 受注者は日報などの作業・日時が分かる資料（以下「日報等」という。）に、作業開始時間及び作業終了時間を記入し、監督職員へ提出する。

イ 監督職員は、受注者から提出された日報等から作業開始時間及び作業終了時間を確認する。

(3) 猛暑期間における作業開始時間の前倒しの実施に伴う契約金額の変更

猛暑期間における作業開始時間の前倒しの実施に伴う契約金額の変更は、行わないものとする。

2 猛暑期間における休憩時間の延長

(1) 発注時

猛暑期間における休憩時間の延長が適用できる工事の場合は、その旨を特記仕様書に記載する。

なお、休憩時間の延長に関する費用は計上しない。

(2) 契約後

1) 実施における基本的な考え方

ア 対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

イ 受注者が猛暑期間における休憩時間の延長の実施を希望する場合は、事前に発注者へ申し出る。申出後は、取組を実施する作業期間、作業時間、作業内容、周辺環境、現場条件、工事行程等を考慮し、受発注者協議の上、決定するものとする。

2) 作業時間の考え方

ア 通常の作業時間を8時から17時までとする場合、導入時の作業時間及び休憩時間は、次に掲げる例を参考に設定することができる。

イ 休憩時間については、熱中症のリスクが高い時間帯である11時から14時までの間（12時から13時までは除く）に1時間単位で確保する。

例	作業時間	休憩時間	作業時間の短縮 (12時から13時までは除く)
例1	午後：8時～11時、 午後：14時～17時	11時～14時	2時間
例2	午後：8時～11時、 午後：13時～17時	11時～13時	1時間

3) 受注者は、実施する作業期間、作業時間、作業内容を施工計画書に記載し、監督職員の確認を受ける。

4) 休憩時間の確認

ア 受注者は、作業時間及び休憩時間を日報等に記入し、監督職員へ提出する。

イ 監督職員は、受注者から提出された日報等から休憩時間を確認する。

(3) 工期の延長

ア 受注者は、猛暑期間における休憩時間の延長の実施に伴う作業時間の短縮を補うため、必要に応じ、工期延長を協議することができる。

イ 工期の延長日数は、猛暑期間における休憩時間の延長の実施期間中において短縮した作業時間数に基づいて算出する。算出方法は、休憩時間の延長の実施により短縮した合計作業時間を日当たりに換算した日数から特記仕様書に記載した猛暑日日数を減じた日数とし、工期を契約変更するものとする。

ウ 工期延長の協議に当たっては、受注者は猛暑期間における休憩時間の延長の実施期間中において短縮した作業時間の合計を日報等から集計し、日当たり日数に換算して、発注者

へ提出する。

エ 猛暑期間における休憩時間の延長の実施により工期延長する場合、受発注者協議の上、延長日数に応じた経費等を契約変更時に計上することができる。

なお、計上できる経費等としては、仮設材の賃料等、建設機械の賃料・損料等が挙げられる。